

# 平成20年4月からの制度改正



**葬祭費等は口座振込で支給します**

平成20年4月から75歳以上の方の死亡に係る葬祭費は、後期高齢者医療広域連合から口座振込で支給されることとなります。これに準じ、年齢に関わらず、すべての国保加入者の死亡に係る葬祭費も口座振込とさせていただきます。出産育児一時金についても同様です。

## その他の制度

災害により資産などに重大な損害を受けたときなどは、医療機関窓口で支払う一部負担金の減免及び徴収猶予の制度があります。また、国保から出産育児一時金の給付を受けられる世帯主が、医療機関等の同意を得て、出産に係る費用の支払いに産生一時金を充てる制度があります。それぞれの制度に対象者としての該当要件がありますので、国保加入者で利用したい

## 乳幼児医療の軽減対象が拡大

乳幼児の自己負担割合が軽減（2割）となる対象年齢が、平成20年4月から小学校就学前までに拡大されます。

方は、町民税務課医療給付係にご相談ください。

## 退職者保険証・高齢受給者証の再交付

対象年齢が74歳までとなっている退職者医療は、制度の改正により、平成20年4月から対象年齢が64歳までに引き下げられます。退職者保険証をお持ちの方で、次に該当する方は平成20年4月1日から一般保険証に変わります。

- ・退職者本人が平成20年4月1日現在で65歳以上の方
- ・その退職扶養者
- ・退職扶養者の方で平成20年4月1日現在65歳以上の方

該当する方には3月末までに、世帯主あてに送付します。※70歳から74歳までの方の窓口負担が平成20年4月から平成21年3月までの1年間、1割に据え置かれます。これは、昨年の制度改正では、70歳から74歳までの方の窓口負担については、平成20年4月から2割負担に見直すこととされてい

## 平成20年度から 特定健診・特定保健指導を実施します

これまで町が老人保健法に基づいて実施してきた「基本健康診査」は、法の改正により平成20年度から、それぞれの医療保険者（市町村国保・健保組合・国保組合・政府管掌健康保険・共済組合など）が実施主体となる「特定健診・特定保健指導」に変わります。

当町の国保でも、この「特定健診・特定保健指導」を40歳から74歳（平成21年4月1日現在の満年齢）までの

国保に加入する皆さんを対象に、実施することになります。※現在行っている基本健康診査に近い形で実施予定  
特定健診は、従来の健診項目にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）及びその予備軍の減少を目的とした腹囲測定など、新たな検査項目が追加された健診です。また、特定保健指導は、健診結果のレベルにあわせた保健指導で、生活習慣の改善を支援します。該当する皆さんには改めてお知らせしますので、受診されるようお願いいたします。



たものを据え置くものです。（すでに3割負担の方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。）  
これに伴い、有効期限が平成20年3月31日の高齢受給者証をお持ちの方には、3月末までにご本人宛で送付いたしますのでご確認ください。

# 平成20年4月から 後期高齢者医療制度がはじまります

現在の老人保健制度は、平成20年4月から新しい「後期高齢者医療制度」に変わります。これに伴い、被保険者となる75歳以上の方と一定の障害のある65歳以上の方については、現在加入中の国民健康保険や被用者保険から脱退し、独立した後期高齢者医療制度に加入することになります。

## 対象者（被保険者）

75歳以上（65歳から74歳の方で一定の障害がある方を含む）の方が、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

## 医療機関窓口での自己負担額

老人保健制度と同様、医療費の1割（現役並み所得の方は3割）を患者本人が負担します。

## 保険料

保険料については、県全体で必要となる医療給付費をまかなえるよう、その1割を被保険者全員で負担することになります。保険料率は広域連合ごとに

条例で定められ、2年ごとに見直しされます。

宮城県の保険料率は、所得割率7・14パーセント、均等割額38,760円となります。

## 保険料の納付方法

保険料の納付方法は、原則として年金から天引きされます。

ただし、年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方については、年金からの天引きは行われず、納付書や口座振替等により、市町村に対し個別に納付していただくこととなります。



## 老人保健制度で障害認定を受けている方へ

65歳から74歳の方で、一定の障害があり、現在老人保健制度の受給者となっている方は、平成20年4月から後期高齢者医療制度の被保険者となり、保険料を負担していただくこととなります。

ただし、後期高齢者医療制度には加入せず、現在ご加入の医療保険（国民健康保険・健康保険組合等）に引き続き加入することもできます。その場合は、お住まいの市町村で手続きをしてください。

## 被保険者証の送付について

後期高齢者医療制度独自の被保険者証が、被保険者一人ひとりに1枚交付されます。

平成20年3月末までに、郵送によりお手元に届きます。今まで使用していた国民健康保険や健康保険組合などの被保険者証は使えなくなりま

すので、各保険者へ返還してください。詳しくは、国民健康保険に加入している方は国民健康保険担当課に、健康保険組合などの被用者保険に加入している方は各保険者にお問い合わせください。

## 後期高齢者医療制度に関するお問い合わせは

宮城県後期高齢者医療広域連合  
☎ 022-266-1026  
FAX 022-266-1031  
ホームページ  
<http://www.miyagi-kouiki.jp>  
南三陸町町民税務課 医療給付係  
☎ 46-1373

